



後期高齢者医療制度がはじまります

表1 保険料額の求め方

均等割額43,143円+所得割額(総所得金額等-基礎控除額33万円)×所得割率9.63%
 保険料額に100円未満の端数が出た場合、その端数は切り捨てます。

表2 均等割額の軽減について

総所得金額等が下記の金額以下の世帯	軽減額(軽減割合)	均等割額
33万円	30,201円(7割軽減)	12,942円
33万円+(24万5,000円×世帯に属する被保険者数(被保険者である世帯主は除く))	21,572円(5割軽減)	21,571円
33万円+(35万円×世帯に属する被保険者数)	8,629円(2割軽減)	34,514円

※65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、その所得の金額から特別控除として15万円を差し引いた額を総所得金額等として判定します。
 ※世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得は、軽減の判定の際の対象となります。

表3 平成20・21年度における個人の後期高齢者医療保険料額の試算(年額)

この表は、年間の保険料額がどの程度になるかを試算したものです。被保険者それぞれの保険料は、平成20年4月以降に対する保険料決定通知書でお知らせします。

例1 1人世帯の場合						
所得(参考:年金収入のみ)	30万円(150万円)	80万円(200万円)	130万円(250万円)	180万円(300万円)	225万円(350万円)	262.5万円(400万円)
保険料額	12,900円	79,700円	136,500円	184,700円	228,000円	264,100円

例2 夫婦2人世帯の場合				
所得(参考:年金収入のみ)	夫	(1) 30万円(150万円)	(2) 80万円(200万円)	(3) 130万円(250万円)
妻		0円(50万円)	0円(50万円)	0円(50万円)
保険料額	夫	12,900円	79,700円	136,500円
	妻	12,900円	34,500円	43,100円

※夫婦2人世帯の場合、夫の年金収入の額で判定すると、収入が168万円以下は7割軽減、192万5千円以下は5割軽減、238万円以下は2割軽減です。
 ※表2の判定方法により、(1)は、30,201円、(2)は8,629円が軽減されています。

受けられる給付で申請が必要なものは?

- 後期高齢者医療制度では、病気やけが、死亡に関して給付を行いますが、申請に必要なものもあります。病気やけがでかかった医療費が高額になった場合に自己負担限度額を超えた分が給付される高額医療費や被保険者が死亡した場合に給付される葬祭費など現行の国保や老人保健制度と基本的には同じです。
- 新たに「高額介護合算医療費制度」という仕組みが設けられ、医療費の自己負担と介護保険サービスの利用者負担の合計額が著しく高額になる場合は負担の軽減を行います。
- これらの給付を受ける場合には、現行の老人保健制度と同じく、役場国保係窓口で申請してください。



高齢者医療制度の見直しのお知らせ

高齢者医療制度について下記のとおり実施されることになりましたのでお知らせします。

70歳~74歳の方へ

1割負担

平成20年4月~平成21年3月までの1年間窓口負担が1割に据え置かれます



75歳以上の被扶養者の方へ

後期高齢者医療制度の保険料が平成20年4月~9月までの6カ月間は無料となり、平成20年10月~平成21年3月までの6カ月間は均等割保険料の9割削減された額となります。

ご不明な点がありましたら役場国保係
 ☎76-2151内線228
 北海道後期高齢者医療広域
 連合会 ☎011-290-
 5601又は5602
 ?

4 保険料の軽減はどうなりますか?

所得が低い世帯の被保険者は、世帯全体の総所得金額などの状況に応じて、均等割が軽減されます【表2】。
 また、加入する前日まで、被用者保険の加入者に扶養されていた方は、これまで保険料の負担がなかったことから、激変緩和のため、2年間、所得割がかからず、均等割額も5割軽減されます。
 なお、これらの方は、平成20年度は特例として保険料を9月まで徴収せず、その後の半年は均等割額の1割、2,100円の負担となります。

5 保険料を納める方法は?

保険料は、原則、介護保険料と同様に年金から自動的に納付されます。
 ただし、年金受給額が年額18万円未満の方や、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える方は、津別町の条例で定める納期ごとに、納付書などの方法で納めることになります。

6 年間の保険料額はいくらですか?

津別町にお住まいの被保険者が1年間に支払う保険料額は、【表3】を参考にしてください。なお、保険料の年間限度額は、50万円となっています。

7 後期高齢者医療制度の主なポイント

- ① 被保険者一人ひとりが、負担能力に応じて公平に保険料を支払うこととなります。
- ② 被保険者証が一人に1枚ずつ交付され、医療機関で診療を受けるときは、この被保険者証のみを提示することとなります。
- ③ 医療機関の窓口で自己負担割合は、現行の老人保健制度と同じく1割(現役並み所得者は3割)です。
- ④ 医療保険と介護保険のサービスを両方利用して自己負担が著しく重くなる方々の負担を軽減します。



平成20年度・平成21年度の保険料額をお知らせします

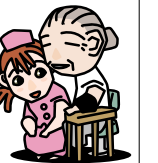
1 対象年齢は?

平成20年4月から、現行の老人保健制度にかわり、後期高齢者医療制度がはじまります。
 この制度の対象となる被保険者は、75歳以上の方です。また、65歳以上75歳未満の方で一定の障がいがあると認定された方も対象になります。
 制度の運営は「北海道後期高齢者医療広域連合」が行い、保険料の徴収や各種申請、届出などの窓口業務は、津別町が行います。



2 保険料の仕組みは?

医療給付などに必要な財源は、患者が医療機関の窓口で支払う一部負担金を除くと、被保険者の保険料(1割)と、国や道、市町村からの公費(5割)、現役世代からの支援金(約4割)で構成されます。
 保険料は、対象者ごとに算定され、被保険者全員が等しく負担する「被保険者均等割額(以下均等割額といいます)」と、所得に応じて負担する「所得割額」に区分されます。



3 保険料率はどうなりますか?

平成19年11月22日に開会された北海道後期高齢者医療広域連合議会において平成20・21年の保険料が決められました。
 個人の保険料は、均等割額と所得割額からなる「保険料率」で計算されます【表1】。
 基本的には、道内で均一ですが、一人当たりの平均老人医療給付費が著しく低い市町村の保険料率は、制度施行時から6年間、暫定的に軽減されます。
 津別町にお住まいの方の保険料率は、平成20・21年度において、年間、均等割額が43,143円、所得割額9.63%です。